

草加市公共調達における新型コロナウイルス感染症に係る対応方針

令和2年3月6日

市長決裁

草加市公共調達における新型コロナウイルス感染症に係る対応について、中小企業庁長官からの要請（別添参照）及び埼玉県総務部入札課からの通知（別添参照）を踏まえ、次のとおり対応をするものとします。

なお、本方針に伴う事務手続については、草加市事務決裁規則に基づき進めるものとします。

【対応方針】

1 工期・納期の見直し、契約金額の変更及び迅速な支払い

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者から工期又は納期の見直し等の申し出があった場合には、必要に応じ、工期又は納期の見直しやこれに伴い必要となる契約金額の変更等、適切な対応を講じるものとします。

また、受注者の支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前払金においてはその都度）、速やかに行うものとします。

2 適切な予定価格の見直し

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うものとします。

3 緊急の調達が求められる場合

新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、緊急の調達が必要となった場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号により随意契約が可能であるものとします。

4 予算の繰越手続について

令和元年度の歳出予算の経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に起因して年度内の支出が困難になったものについては、法第213条の規定による繰越明許費又は法第220条第3項の規定による事故繰越しの手続を適宜とするものとします。

なお、繰り越すことができる経費については特に限定されていないことから、公共工事の事業費に限らず、調査・設計業務や物品の購入等についても広く適用するものとします。

【今後について】

国や埼玉県から新型コロナウイルス感染症に係る対応について、更新、具体化などの通知等がある場合には、改めて方針の変更等を行うものとします。